温泉利用施設の設備構造等の基準が改正されました

温泉法第１５条第１項に基づき、温泉を公共の浴用又は飲用に使用する場合は、都道府県知事に申請してその許可を受けなければなりませんが、同条第3項では都道府県知事は温泉の成分が衛生上有害であると認められる場合には、当該許可を不許可とすることができるとされています。本許可にあたる基準として、環境省は昭和５０年に「温泉の利用基準について」を発出、平成１８年に「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」を策定しましたが、その後も温泉法の範囲外である貯湯槽や配管設備といった場所において温泉由来の硫化水素による中毒事故が発生しているほか、平成２６年には浴室内で硫化水素中毒が疑われる事故が発生しました。

これらを踏まえ、この度、「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」が平成２９年９月１日付けで改正され、併せて、本基準の運用にあたり参考となる「温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止のためのガイドライン」が策定されました。（平成２９年10月1日施行）

**趣　旨**

**総硫黄（硫化水素イオン、チオ硫酸イオン及び遊離硫化水素に対応するもの）を**

**1キログラム中2ミリグラム以上含有する温泉を、法第15条第1項の規定による**

**許可を受けて公共の浴用又は飲用に供し、又は供しようとする者が順守すべき基準を**

**定め、硫化水素が衛生上有害となった場合における事故の防止や利用者の安全確保を**

**図る。**